

答 申

第 1 審査会の結論

長崎県知事（以下「実施機関」という。）が平成 27 年 2 月 20 日付けで異議申立人に対して行った部分開示決定（以下「本件処分」という。）により不開示とした別表 1 の右欄に掲げる部分のうち、別表 2 の右欄に掲げる部分は開示すべきであるが、その他の部分を不開示としたことは妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過**1 開示請求の内容**

異議申立人は、平成 26 年 12 月 25 日付けで、長崎県情報公開条例（平成 13 年長崎県条例第 1 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定により実施機関に対し、次に掲げる公文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

- (1) 農林水産省もしくは九州農政局から出向している長崎県職員が、諫早湾干拓事業に関して本省、もしくは九州農政局に出張した際の業務の内容が分かる復命書と関連資料・文書（保存期間中の物すべて）。
- (2) 長崎県職員が、諫早湾干拓事業に関して本省、もしくは九州農政局に出張した際の業務の内容が分かる復命書と関連資料・文書（保存期間中の物すべて）。

2 本件処分の内容

実施機関は、本件開示請求に対し、別表 1 の左欄に記載する公文書（以下「請求対象公文書」という。）を特定し、平成 27 年 2 月 20 日付けで、条例第 7 条第 4 号に該当するとして部分開示決定を行った。

なお、請求対象公文書のうち、不開示部分を含む公文書は、別表 1 中文書番号 No12 から No17 まで、No19、No21、No24 から No26 まで、No30、No31、No34 及び No35 の公文書である。

3 異議申立ての経緯

異議申立人は、行政不服審査法(昭和 37 年法律第 160 号)第 6 条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し平成 27 年 3 月 16 日付けで異議申立て(以下「本件異議申立て」という。)を行った。

実施機関は、異議申立書の記載事項に不備があり不適法であるとして、平成 27 年 3 月 31 日付けで異議申立人に対し補正命令を行い、異議申立人は、平成 27 年

4月6日付けで当該命令に対する補正書を提出した。

第3 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「本件処分を取り消すとの決定を求める」というものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が本件異議申立書及び意見書において主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 憲法第15条第2項は、「すべて公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない。」と規定するが、国営諫早湾干拓事業に関し、長崎県職員が全体に対して奉仕しているか否かの検証は、「非公開」とされた部分なくしては不可能である。
- (2) 実施機関は条例第7条第4号に該当すると主張するが、不開示とされた情報を公開しても、「県民に無用の誤解と混乱を与えたり、今後国との率直な意見交換を阻害するおそれ」はない。諫早湾干拓事業の開門問題は、すでに異なる立場や見解に基づき訴訟などの争いになり、また社会的関心の高い問題であるので、非公開で意見交換をして決まったことだけが公開されることの方が、さらなる混乱の原因になる。全体が開示されれば県民や国民の誤解は解けるのであるから、混乱は生じない。
- (3) 非公開で実施された意思決定過程が重要であり、その過程を明らかにすることで県民は客観的な判断をすることができる。県民の利益になる行為をして「国との信頼関係」が損なわれることはありえない。

第4 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張は、理由説明書及び口頭説明によれば、おおむね次のとおりである。

1 本件開示請求の対象として特定した公文書

本件開示請求の対象となる公文書として、平成16年度以降、諫早湾干拓事業に関して農林水産省及び九州農政局に出張した際の業務の内容が分かる復命書等（別表1に掲げる公文書）を特定した。

2 部分開示とした理由

(1) No12のうち不開示部分について

当該部分は、非公開により実施した意見交換を記録したものであり、公にすることにより、今後国との率直な意見交換を阻害するおそれがあり、また、事実関係の確認が不十分な情報も含まれており、公にすることにより、県民の誤解や憶測を招き、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがあるので、条例第7条第4号に該当する。

なお、原処分において不開示の理由とはしていないが、当該部分を公にすることにより、国との信頼関係が著しく損なわれ、諫早湾干拓事業の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるので、条例第7条第5号に該当することも考えられる。

(2) No13、No14及びNo30のうち不開示部分について

当該部分は、非公開により実施した意見交換を記録したものであり、公にすることにより、今後国との率直な意見交換を阻害するおそれがあり、また、その部分だけを取り上げられると、正当な情報が伝わらず、公にすることにより、県民の誤解や憶測を招き、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがあり、さらには発言者やその家族に対して不当な圧力などが及ぶおそれがあるので、条例第7条第4号に該当する。

なお、原処分において不開示の理由とはしていないが、当該部分を公にすることにより、国との信頼関係が著しく損なわれ、諫早湾干拓事業の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるので、条例第7条第5号に該当することも考えられる。

(3) No15からNo17まで、No19、No24から26まで、No31、No34及びNo35のうち不開示部分について

当該部分は、非公開により実施した意見交換を記録したものであり、公にすることにより、今後国との率直な意見交換を阻害するおそれがあるので、条例第7条第4号に該当する。

なお、原処分において不開示の理由とはしていないが、当該部分を公にすることにより、国との信頼関係が著しく損なわれ、諫早湾干拓事業の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるので、条例第7条第5号に該当することも考えられる。

(4) No21のうち不開示部分について

当該部分は、非公開により実施した意見交換を記録したものであり、公にすることにより、今後国との率直な意見交換を阻害するおそれがあり、また、その部分だけを取り上げられると正当な情報が伝わらないものや、事実関係の確認が不十分な情報が含まれており、公にすることにより、県民の誤解や憶測を招き、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがあり、さらには発言者やそ

の家族に対して危害が及ぶおそれがあるので、条例第7条第4号に該当する。

なお、原処分において不開示の理由とはしていないが、当該部分を公にすることにより、国との信頼関係が著しく損なわれ、諫早湾干拓事業の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるので、条例第7条第5号に該当することも考えられる。

さらに、当該部分には、特定の個人を識別することができる情報（条例第7条第1号）も含まれている。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、公文書の開示を請求する権利を明らかにするとともに、公文書の開示及び情報提供等の推進に関し必要な事項を定めることにより、県の諸活動を説明する県の責務が全うされるようにし、県政に対する理解と信頼を深め、もって県民参加による公正で開かれた県政を一層推進することを目的として制定されたものであり、公文書の開示請求にあっては、「原則公開」の理念のもとに、条例の解釈及び運用に当たらなければならない。

2 本件対象公文書について

本件異議申立ての対象となる公文書（以下「本件対象公文書」という。）は、本件開示請求を受けて実施機関が特定した別表1の左欄に掲げる公文書のうち、不開示とした部分が含まれるNo12からNo17まで、No19、No21、No24からNo26まで、No30、No31、No34及びNo35の公文書であることが認められる。

3 条例の規定について

(1) 条例第7条第4号の規定について

本号は、県の機関、国、他の地方公共団体等における内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定のものに不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるものについて不開示とすることを定めている。

ここで「不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ」とは、未成熟な情報や事実関係の確認が不十分な情報等を公にすることにより、県民の誤解や憶測を招き、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがある場合をいい、予想される支障が「不当」なものかどうかの判断は、公にすることによる利益と不開示にすることによる利益とを比較衡量した上で判断されるものと解されている。

(2) 条例第7条第5号の規定について

本号は、県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は地方三公社が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を不開示とすることを定めている。

ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は地方三公社の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 県、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等、地方独立行政法人又は地方三公社に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

ここで「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのあるもの」の「支障」の程度は、名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、「おそれ」についても、抽象的な可能性では足りず、法的保護に値する程度の蓋然性が必要であると解されている。

4 不開示情報該当性について

(1) 不開示情報該当性を検討するに当たっての視点について

当審査会は、次の から の視点で不開示情報該当性を検討した。

非公開の場における発言について

実施機関は、国側の発言か県側の発言かで開示・不開示の判断を分けている。ここで「国側」とは本県の要請等を受ける政府側のことであり、「県側」とは国側に対して県の立場で要請等を行う側のことである。実施機関は、非公開で行われた要請等において県側の発言は原則開示とし、国側の発言は原則不開示としている。その理由として実施機関は、意見交換は国側が非公開と決定して実施されたものであり、内容の如何にかかわらず、公開する行為そのものが国との信頼関係を著しく損ない、今後の諫早湾干拓事業の遂行に支障を及ぼすおそれがあると主張するが、当審査会においては、国側・県側の発言にかかわら

ず、発言の内容に基づき、不開示情報該当性を検討した。

本件事案の特徴について

諫早湾干拓事業の潮受堤防排水門の開門問題は、開門賛成派と反対派の両方が存在しているのは周知の事実である。対立した意見がある中では、単に事実を述べたような発言であっても、その立場によって受け取り方が異なり、発言者の真意と違う受け止め方をされる懸念があり、これらの発言を公開することにより、今後の諫早湾干拓事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合も考えられることから、不開示情報該当性の判断を行うに当たっては慎重に検討した。

不開示情報該当性の検討の手法について

上記 及び を踏まえ、当審査会は、本件については、不開示とされた発言を文節単位で見のではなく、一まとまりの発言ごとに不開示情報該当性を検討した。

(2) 本件対象公文書ごとの不開示情報該当性について

本件対象公文書 No12 について

本件対象公文書は、平成 22 年 10 月 15 日に、長崎県知事、県議会議長等が、民主党、農林水産大臣、関係国会議員等に対して、諫早湾干拓事業の潮受堤防排水門の開門調査を実施しないこと等を求めて要請活動を行ったときの記録であり、日付、課名、表題、要請の相手先、要請の日時・場所・対応者、発言の内容等により構成されている。

実施機関が不開示とした部分は、発言内容のうち、非公開の場における国側の発言部分及び県側の発言部分の一部である。

ア 国側の発言について

前記第 5 の 4 の「(1)不開示情報該当性を検討するに当たっての視点について」にしたがい、当該公文書を実際に見分したところ、不開示とされた部分を開示した場合、国との信頼関係を損ない、今後、自由闊達な意見交換や情報交換ができなくなるなど、諫早湾干拓事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、本情報は、条例第 7 条第 5 号に該当し、実施機関が不開示としたことは妥当である。

イ 県側の発言について

前記第 5 の 4 の「(1)不開示情報該当性を検討するに当たっての視点について」にしたがい、当該公文書を実際に見分したところ、不開示とされた部分には、事実関係の確認が不十分な情報が含まれており、これを開示することによって、県民の誤解や憶測を招き、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがあり、今後の諫早湾干拓事業の適正な遂行に支障を及ぼす

おそれがあると認められる。

よって、本情報は、条例第7条第5号に該当し、実施機関が不開示としたことは妥当である。

本件対象公文書 No13 について

本件対象公文書は、平成22年10月28日に、諫早湾防災干拓事業推進連絡本部等が、民主党、農林水産省、関係国会議員等に対して、諫早湾干拓事業の潮受堤防排水門の開門調査を実施しないこと等を求めて要請活動を行ったときの記録であり、日付、要請の相手先、要請の日時・場所・対応者、発言の内容等により構成されている。

実施機関が不開示とした部分は、発言内容のうち、非公開の場における国側の発言部分及び県側の発言部分の一部である。

ア 国側の発言について

当該公文書を実際に見分したところ、不開示とされた部分は、前記第5の4(2)アと同様の理由から、条例第7条第5号に該当し、実施機関が不開示としたことは妥当である。

イ 県側の発言について

前記第5の4の「(1)不開示情報該当性を検討するに当たっての視点について」にしたがい、当該公文書を実際に見分したところ、不開示とされた部分は、その部分だけを取り上げられると、正当な情報が伝わらず、公にすることにより、県民の誤解や憶測を招き、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがあり、さらには、発言者やその家族に対して不当な圧力などが及ぶおそれがあり、今後の諫早湾干拓事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、本情報は、条例第7条第5号に該当し、実施機関が不開示としたことは妥当である。

本件対象公文書 No14 について

本件対象公文書は、平成22年11月26日に、長崎県知事、県議会議長、地元関係者等が、農林水産省に対して、諫早湾干拓事業の潮受堤防排水門の開門調査を実施しないこと等を求めて要請活動を行ったときの記録であり、表題、要請の相手先、要請の日時・場所・対応者、発言の内容等により構成されている。

実施機関が不開示とした部分は、発言内容のうち、非公開の場における国側の発言部分及び県側の発言部分の一部である。

ア 国側の発言について

当該公文書を実際に見分したところ、不開示とされた部分は、前記第5の4(2)アと同様の理由から、条例第7条第5号に該当し、実施機関が不開示としたことは妥当である。

イ 県側の発言について

当該公文書を実際に見分したところ、不開示とされた部分のうち、別表 2 の No14 の右欄に掲げる情報を除く部分については、前記第 5 の 4 (2) イと同様の理由から、条例第 7 条第 5 号に該当し、実施機関が不開示としたことは妥当である。

しかし、別表 2 の No14 の右欄に掲げる部分については、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがあるとは認められず、また、諫早湾干拓事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとも認められないことから、条例第 7 条第 4 号及び第 5 号には該当せず、開示すべきである。

本件対象公文書 No15 について

本件対象公文書は、平成 22 年 12 月 8 日に、長崎県知事等が、民主党、首相官邸、農林水産大臣、関係国会議員等に対して、諫早湾干拓事業工事差止等請求事件に関して上訴するよう求めて要請活動を行ったときの記録であり、表題、要請の相手先、要請の場所・対応者、発言の内容等により構成されている。

実施機関が不開示とした部分は、発言内容のうち、非公開の場における国側の発言部分である。

ア 国側の発言について

当該公文書を実際に見分したところ、不開示とされた部分は、前記第 5 の 4 (2) アと同様の理由から、条例第 7 条第 5 号に該当し、実施機関が不開示としたことは妥当である。

本件対象公文書 No16 について

本件対象公文書は、平成 23 年 7 月 22 日に、長崎県知事、県議会議長、県議会議員等が、農林水産省、関係国会議員等に対して、政府施策要望として諫早湾干拓事業等に関して要請活動を行ったときの記録であり、日付、表題、要請の相手先、要請の日時・場所・対応者、発言の内容等により構成されている。

実施機関が不開示とした部分は、発言内容のうち、非公開の場における国側の発言部分である。

ア 国側の発言について

当該公文書を実際に見分したところ、不開示とされた部分のうち、別表 2 の No16 の右欄に掲げる情報を除く部分については、前記第 5 の 4 (2) アと同様の理由から、条例第 7 条第 5 号に該当し、実施機関が不開示としたことは妥当である。

しかし、別表 2 の No16 の右欄に掲げる部分については、これを公にしても、今後国との率直な意見交換を阻害するおそれがあるとは認められず、また、諫早湾干拓事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとも認められないことから、条例第 7 条第 4 号及び第 5 号には該当せず、開示すべ

きである。

本件対象公文書 No17 について

本件対象公文書は、平成 23 年 10 月 6 日に、長崎県知事、県議会議長、関係市副市長、関係市議会副議長、地元関係者等が、民主党、首相官邸及び農林水産大臣等に対して、諫早湾干拓事業の潮受堤防排水門の開門に係る国の対応に対する抗議活動を行ったときの意見交換の記録であり、日付、表題、意見交換の相手先、意見交換の日時・場所・対応者、発言の内容等により構成されている。

実施機関が不開示とした部分は、発言内容のうち、非公開の場における国側の発言部分である。

ア 国側の発言について

当該公文書を実際に見分したところ、不開示とされた部分は、前記第 5 の 4 (2) アと同様の理由から、条例第 7 条第 5 号に該当し、実施機関が不開示としたことは妥当である。

本件対象公文書 No19 について

本件対象公文書は、平成 24 年 2 月 29 日に、長崎県職員及び関係市職員が、九州農政局に対して、諫早湾干拓事業の開門に向けた事前対策工事への着手に対する抗議活動を行ったときの意見交換の記録であり、日付、課名、表題、意見交換の相手先、意見交換の日時・場所・対応者、発言の内容等により構成されている。

実施機関が不開示とした部分は、発言内容のうち、非公開の場における国側の発言部分である。

ア 国側の発言について

当該公文書を実際に見分したところ、不開示とされた部分は、前記第 5 の 4 (2) アと同様の理由から、条例第 7 条第 5 号に該当し、実施機関が不開示としたことは妥当である。

本件対象公文書 No21 について

本件対象公文書は、平成 24 年 5 月 11 日に、長崎県知事、県議会議長、県議会議員、関係市長、関係市議会議長、関係市議会議員、地元関係者等が、民主党及び農林水産大臣に対して、諫早湾干拓事業の潮受堤防排水門の開門調査に係る環境影響評価準備書の見直し等を求めて要請活動を行ったときの記録であり、日付、表題、要請の相手先、要請の日時・場所・対応者、発言の内容等により構成されている。

実施機関が不開示とした部分は、発言内容のうち、非公開の場における国側の発言部分及び県側の発言部分の一部である。

ア 国側の発言について

当該公文書を実際に見分したところ、不開示とされた部分は、前記第5の4(2)アと同様の理由から、条例第7条第5号に該当し、実施機関が不開示としたことは妥当である。

イ 県側の発言について

当該公文書を実際に見分したところ、不開示とされた部分は、前記第5の4(2)イ及びイと同様の理由から、条例第7条第5号に該当し、実施機関が不開示としたことは妥当である。

本件対象公文書 No24 について

本件対象公文書は、平成24年8月2日に、長崎県職員及び関係市職員が、九州農政局に対して、諫早湾干拓事業の潮受堤防排水門の開門調査に係る環境影響評価準備書の見直し等を求めて要請活動を行ったときの記録であり、日付、表題、要請の相手先、要請の日時・場所・対応者、発言の内容等により構成されている。

実施機関が不開示とした部分は、発言内容のうち、非公開の場における国側の発言部分である。

ア 国側の発言について

当該公文書を実際に見分したところ、不開示とされた部分は、前記第5の4(2)アと同様の理由から、条例第7条第5号に該当し、実施機関が不開示としたことは妥当である。

本件対象公文書 No25 について

本件対象公文書は、平成24年8月24日に、長崎県職員及び関係市職員が、九州農政局及び農林水産省に対して、諫早湾干拓事業の潮受堤防排水門の開門調査に係る環境影響評価書の公表に対して抗議活動を行ったときの意見交換の記録であり、表題、意見交換の相手先、意見交換の日時・場所・対応者、発言の内容等により構成されている。

実施機関が不開示とした部分は、発言内容のうち、非公開の場における国側の発言部分である。

ア 国側の発言について

当該公文書を実際に見分したところ、不開示とされた部分は、前記第5の4(2)アと同様の理由から、条例第7条第5号に該当し、実施機関が不開示としたことは妥当である。

本件対象公文書 No26 について

本件対象公文書は、平成24年9月6日に、長崎県議会等が、民主党、農林水産省及び環境省に対して、諫早湾干拓事業の潮受堤防排水門の開門調査に係る環境影響評価書の公表に対して要請活動を行ったときの記録であり、表題、要請の相手先、要請の日時・対応者、発言の内容等により構成されている。

実施機関が不開示とした部分は、発言内容のうち、非公開の場における国側の発言部分である。

ア 国側の発言について

当該公文書を実際に見分したところ、不開示とされた部分は、前記第5の4(2)アと同様の理由から、条例第7条第5号に該当し、実施機関が不開示としたことは妥当である。

本件対象公文書 No30 について

本件対象公文書は、平成25年4月19日に、長崎県南北高海区（有明海区）漁業協同組合長会等が、農林水産大臣等に対して、開門方針の早期撤回や有明海の漁業振興等を求めて要請活動を行ったときの記録であり、表題、要請の相手先、要請の日時・場所・対応者、発言の内容等により構成されている。

実施機関が不開示とした部分は、発言内容のうち、非公開の場における国側の発言部分及び県側の発言部分の一部である。

ア 国側の発言について

当該公文書を実際に見分したところ、不開示とされた部分は、前記第5の4(2)アと同様の理由から、条例第7条第5号に該当し、実施機関が不開示としたことは妥当である。

イ 県側の発言について

当該公文書を実際に見分したところ、不開示とされた部分は、前記第5の4(2)イと同様の理由から、条例第7条第5号に該当し、実施機関が不開示としたことは妥当である。

本件対象公文書 No31 について

本件対象公文書は、平成25年6月11日に、長崎県知事、県議会議長等が、自民党及び農林水産大臣等に対して、政府施策要望として諫早湾干拓事業等に関して要請活動を行ったときの記録であり、日付、表題、要請の相手先、要請の日時・場所・対応者、発言の内容等により構成されている。

実施機関が不開示とした部分は、発言内容のうち、非公開の場における国側の発言部分である。

ア 国側の発言について

当該公文書を実際に見分したところ、不開示とされた部分は、前記第5の4(2)アと同様の理由から、条例第7条第5号に該当し、実施機関が不開示としたことは妥当である。

本件対象公文書 No34 について

本件対象公文書は、平成26年6月12日に、長崎県知事等が、農林水産大臣に対して、政府施策要望として諫早湾干拓事業に関して要請活動を行ったときの記録であり、日付、課名、表題、発言の内容等が記載されている。

実施機関が不開示とした部分は、発言内容のうち、非公開の場における国側の発言部分及び県側の発言部分の一部である。

ア 国側の発言について

当該公文書を実際に見分したところ、不開示とされた部分は、前記第5の4(2)アと同様の理由から、条例第7条第5号に該当し、実施機関が不開示としたことは妥当である。

イ 県側の発言について

前記第5の4の「(1)不開示情報該当性を検討するに当たっての視点について」にしたがい、当該公文書を実際に見分したところ、不開示とされた部分は、非公開の場において忌憚のない意見交換が行われており、当該部分を開示した場合、国との信頼関係を損ない、今後、自由闊達な意見交換や情報交換ができなくなるなど、諫早湾干拓事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、本情報は、条例第7条第5号に該当し、実施機関が不開示としたことは妥当である。

本件対象公文書 No35 について

本件対象公文書は、平成26年9月26日に、長崎県知事等が、農林水産大臣に対して、政府施策要望として諫早湾干拓事業等に関して要請活動を行ったときの記録であり、表題、発言の内容等が記載されている。

実施機関が不開示とした部分は、発言内容のうち、非公開の場における国側の発言部分である。

ア 国側の発言について

当該公文書を実際に見分したところ、不開示とされた部分は、前記第5の4(2)アと同様の理由から、条例第7条第5号に該当し、実施機関が不開示としたことは妥当である。

条例第7条第4号該当性について

実施機関が不開示とした部分のうち、当審査会において不開示が妥当と判断した部分について、当審査会は、条例第7条第5号に該当する旨を判断したことから、同条第4号該当性については判断を行わない。

5 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、異議申立書及び意見書において種々主張するが、いずれも当審査会における上記判断を左右するものではない。

以上のことから、前記「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

審査会の審査経過

年月日	審査経過
平成27年4月20日	・実施機関から諮問書を受理
平成27年5月8日	・実施機関から理由説明書を受理
平成27年6月3日	・異議申立人から意見書を受理
平成27年6月18日	・審査会（概要説明及び審査）
平成27年7月24日	・審査会（審査及び実施機関から意見聴取）
平成27年8月6日	・審査会（審査及び実施機関から意見聴取）
平成27年9月24日	・審査会（審査）
平成27年11月5日	・審査会（審査）
平成27年12月18日	・審査会（審査及び実施機関から意見聴取）
平成28年1月19日	・答申

長崎県情報公開審査会委員名簿

氏名	役職	備考
實原隆志	長崎県立大学国際情報学部准教授	会長
池本仁史	長崎新聞社取締役 経営企画担当兼総務局長	
植木博路	弁護士	会長職務代理者
大島信裕	長崎新聞社経営企画室長	
福村喜美子	NPO法人グリーンクラフトツーリズム 研究会はさみつんなむ会会長	
山中英子	司法書士・行政書士	

(注) 本委員中、大島委員は都合により平成27年6月29日付をもって退任され、その後任として池本委員が平成27年6月30日付で就任された。

別表1

本件処分における不開示部分

本件開示請求の対象となる公文書		
No	公文書の名称	実施機関が不開示とした部分
1	平成17年度政府施策に関する提案・要望書（平成16年7月）	
2	平成17年度政府施策に関する提案・要望書（平成16年11月）	
3	平成18年度政府施策に関する提案・要望書（平成17年6月）	
4	平成18年度政府施策に関する提案・要望書（平成17年11月）	
5	平成19年度政府施策に関する提案・要望書（平成18年6月）	
6	平成19年度政府施策に関する提案・要望書（平成18年11月）	
7	平成20年度政府施策に関する提案・要望書（平成19年6月）	
8	平成20年度政府施策に関する提案・要望書（平成19年11月）	
9	平成21年度政府施策に関する提案・要望書（平成20年6月）	
10	平成22年度政府施策に関する提案・要望書（平成21年6月）	
11	平成23年度政府施策に関する提案・要望書（平成22年7月）	
12	農水大臣要請要旨メモ（平成22年10月15日）	非公開により実施した国との意見交換を記録した部分
13	要請活動（平成22年10月28日）	非公開により実施した国との意見交換を記録した部分
14	長崎県知事要請概要メモ（平成22年11月26日）	非公開により実施した国との意見交換を記録した部分
15	諫早湾干拓事業工事差止等請求事件の上訴に関する要請について（結果報告）（平成22年12月8日）	非公開により実施した国との意見交換を記録した部分
16	政府施策要望の概要（諫早湾干拓関係）（平成23年7月22日）	非公開により実施した国との意見交換を記録した部分

17	諫早湾干拓事業の潮受堤防排水門の開門に係る国の対応に対する抗議活動について（平成23年10月6日）	非公開により実施した国との意見交換を記録した部分
18	「諫早湾干拓事業の開門問題に係るボーリング調査の即時中止と開門方針の見直しを求める要求書」の提出時の応答について（平成23年12月19日）	
19	「諫早湾干拓事業の開門に向けた事前対策工事への着手に対する抗議について」の提出について（平成24年2月29日）	非公開により実施した国との意見交換を記録した部分
20	諫早湾干拓事業の潮受堤防排水門の開門に向けた事前対策工事の着手の中止を求める抗議について（平成24年4月27日）	
21	諫早湾干拓事業の潮受堤防排水門の開門に係る中央要請活動について（平成24年5月11日）	非公開により実施した国との意見交換を記録した部分
22	要請書（No21と同じ）（平成24年5月11日）	
23	平成25年度政府施策に関する提案・要望書（平成24年6月）	
24	アセス準備書の本県意見再提出とそれを踏まえた準備書の見直しの要請について（平成24年8月2日）	非公開により実施した国との意見交換を記録した部分
25	環境影響評価書公表に対する抗議活動結果（九州農政局）について 環境影響評価書公表に対する抗議活動結果（農水省）について（平成24年8月24日）	非公開により実施した国との意見交換を記録した部分
26	諫早湾干拓事業にかかる県議会の要請活動概要（平成24年9月6日）	非公開により実施した国との意見交換を記録した部分
27	諫早湾干拓事業に係る環境影響評価準備書への本県意見に係る国の見解に対する意見書の提出等について（平成24年9月10日）	
28	意見書（No27と同じ）（平成24年9月10日）	
29	緊急要望（農林水産省）結果概要（平成25年1月10日）	
30	南北高海区組合長会等要請（農林水産省）結果（概要版）（平成25年4月19日）	非公開により実施した国との意見交換を記録した部分
31	諫早湾干拓事業潮受堤防排水門の開門問題に係る本県・地元の意見書の提出等について（平成25年6月11日）	非公開により実施した国との意見交換を記録した部分
32	農林水産大臣要請概要（平成25年11月14日）	

33	国営諫早湾干拓事業調整池のアオコ問題に関する要請（平成26年4月17日）	
34	6/12政府施策要望における林農水大臣への要請概要（諫干部分のみ）（平成26年6月12日）	非公開により実施した国との意見交換を記録した部分
35	西川農林水産大臣への重点項目要望に係る要請時メモ（平成26年9月26日）	非公開により実施した国との意見交換を記録した部分

別表2

本審査会において開示すべきであると判断した部分

本件対象公文書		開示すべき部分
No	公文書の名称	
14	長崎県知事要請概要メモ（平成22年11月26日）	2枚目中16行目の24文字目から18行目末までの部分
16	政府施策要望の概要（諫早湾干拓関係）（平成23年7月22日）	3枚目中26行目（1文字目を除く。）及び6枚目中13行目（1文字目を除く。）

行数は、文字が記載された行を上から数えたものである。

文字数は、当該行に記載された文字（符号及び句読点を含む。）を左詰めにして数えたものである。